

企業紹介等映像作成支援事業

対 象

中小企業者等又はそのグループ

内 容

1 対象

自社又は技術を紹介、若しくは伝承するための映像作成に係る映像作成会社への委託、映像作成に必要な機材購入経費を補助します。

2 補助額

2分の1以内の額（5万円を限度）

※経費の全部又は一部を市内事業者に発注した場合は3分の2以内の額（15万円を限度）

グループで行う場合は、2分の1以内の額（10万円を限度）

※経費の全部又は一部を市内事業者に発注した場合は5分の4以内の額（15万円を限度）

留意点

- 1 グループの構成員の2社以上が市内に主たる事業所を有するものに限りませう。
- 2 補助金の申請は、事業着手前に行ってください。

お問い合わせ

産業連携開発課 工業係 TEL 026-248-9033